

滋賀県立柳が崎ヨットハーバー広告募集要項

1. 広告関係規程

広告の掲載は、「滋賀県広告等事業実施要綱」、「滋賀県スポーツ施設広告設置基準」および「滋賀県スポーツ施設広告設置要領」に基づいて行います。

2. 設置場所・設置枠数

別添仕様書のとおり

3. 広告の種類・規格

別添仕様書のとおり

4. 広告を設置できる期間

2019年5月1日～2020年3月31日までの任意の期間
(設置開始日を各月1日とし、1ヶ月を単位として設置するものとします。)

5. 広告等の設置等にかかる料金（以下「広告等設置料」という。）等

(広告設置場所 玄関ロビー) B2版(縦728mm×横515mm) 2枠
1枠あたり 3,000円/月(行政財産使用料、消費税および地方消費税含む。)
※なお、広告等の設置および撤去に要する費用は、広告主等が負担するものとします。

6. 設置申込

別添「広告設置申込書」により申込みを行います。

【受付期間】

2019年4月5日(金)～2019年4月19日(金)

※申込書を持参する際の受付時間は、土日祝を除く午前9時から午後5時までです。

※郵送の場合は、2019年4月19日(金)までの必着とします。

7. 応募資格および広告設置の基準

次の資格および基準を満たすことが必要です。

広告主または広告代理店のどちらも応募可能ですが、広告代理店が応募される場合には、広告代理店に加えて広告主が下記の資格および基準を満たす必要があります。

(1) 資格

- ①地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項および第2項の規定に該当しない者であること。
- ②暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第

2号および第6号の規定に該当しない者であること。

③県税に滞納がない者であること。

(2) 基準

①「滋賀県広告等事業実施要綱」第5条第2項各号および「滋賀県スポーツ施設広告設置基準」第3条各号に定める業種または事業者に該当しないこと。

②広告の範囲および内容が、「滋賀県広告等事業実施要綱」第5条第1項各号および「滋賀県スポーツ施設広告設置基準」第2条各号に定めるものに該当しないこと。

8. 広告設置の可否の決定

(1) 広告設置団体・企業の適格性および広告内容の妥当性については、滋賀県広告等事業実施要綱、滋賀県スポーツ施設広告設置基準に基づき、滋賀県文化スポーツ部広告等選定委員会において審査します。

(2) 広告設置に適すると認められる申込者が募集件数を超えた場合は、公開抽選（くじ）により決定します。

(注) 抽選を行う場合は、別途抽選対象者に事前に連絡します。

(3) 随時申込みの場合、先着順に審査を行います。ただし、同日中に申込みがあり、広告設置に適すると認められる申込者が募集件数を超えた場合、上記(2)(3)により設置者を決定します。

9. 申込者への結果の通知

広告設置の可否は申込者全員に通知します。

10. 広告等設置料等の請求等

契約の締結および行政財産使用許可の手続き後、県の定める納付書により広告等設置料等を請求します。

11. 申込みに際しての留意事項

(1) 設置開始日を各月1日とし、1か月を単位として設置するものとします。

(2) 設置枠数は、仕様書のとおりです。

(3) 滋賀県広告等事業実施要綱、滋賀県スポーツ施設広告設置基準、滋賀県スポーツ施設広告設置要領および当募集要項を熟知いただいた上で応募願います。

(4) 広告の内容に関する一切の責任は広告代理店または広告主に帰属します。

12. 申込み、問い合わせ先

滋賀県文化スポーツ部スポーツ課管理係

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

電話 077-528-3361 Fax 077-528-4841

E-Mail sports@pref.shiga.lg.jp